

燃料電池自動車用水素ステーション整備費補助金公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、農政環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、燃料電池自動車用水素ステーション整備費補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 補助事業の対象となる経費

- 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程（平成 31 年 4 月）に相当する経費（以下、「経済産業省補助対象経費」という。）及び、別に定める補助事業の実施に伴う附帯工事等に要する経費（以下、「経済産業省補助対象外経費」という。）の合計である水素ステーション整備に係る総事業費を補助事業の対象となる経費とする。
- 2 要綱別表及び前項の補助事業の対象となる経費について、別に定める補助事業の実施に伴う附帯工事等に要する経費とは、次のとおりとする。

- 1 設備機器費（経済産業省補助対象設備以外との併用）
 - (1) 受電設備
 - (2) 原料供給設備
 - (3) 照明設備
 - (4) 制御・通信機器設備
- 2 設計費
 - (1) 設計費
 - (2) 官公庁申請費
- 3 工事費
 - (1) 基礎工事費
 - (2) 給排水設備工事費
 - (3) 照明設備工事費
 - (4) 電気工事費
 - (5) 管理棟の新築工事
 - (6) 看板設置工事
 - (7) 法定外の緑地工事
 - (8) 水素ステーション用地外の工事
 - (9) 既設設備移設工事
 - (10) 既設撤去工事
 - (11) 鉄筋・コンクリートブロック等の障壁及び防火壁設置工事
 - (12) 塗装工事費
 - (13) キャノピー設置及び補修等工事費
 - (14) 外構工事費(フェンス設置、歩道切り下げ工事)
 - (15) 無人化セルフ対応設備設置費用
- 4 工事負担金
- 5 経費・管理費
 - (1) 共通仮設費
 - (2) 現場管理費
 - (3) 一般管理費
 - (4) 諸経費
- 6 その他、知事が認める経費

第2条 補助金の額

要綱別表の補助金の額について、次のとおり定める。

- 1 補助金の額は、補助事業の対象となる経費から経済産業省補助金交付額及び80,000千円を差し引いた金額とし、その上限額は50,000千円とする。ただし、これを経済産業省補助対象経費に係る補助金の額と経済産業省補助対象外経費に係る補助金の額に区分し、異なる事業者に交付する必要がある場合は、実質負担した事業者に見合う補助金の額をそれぞれの事業者に交付することができる。
- 2 前項の規程により、それぞれの事業者に交付する補助金の額は次の式により算定する。

経済産業省補助対象経費に係る補助金の額＝

$$\text{補助金の額} \times \{ (\text{経済産業省補助対象経費} - \text{経済産業省補助金交付額}) / (\text{補助事業の対象となる経費} - \text{経済産業省補助金交付額}) \}$$

経済産業省補助対象外経費に係る補助金の額＝

$$\text{補助金の額} \times \{ \text{経済産業省補助対象外経費} / (\text{補助事業の対象となる経費} - \text{経済産業省補助金交付額}) \}$$

第3条 交付申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- 1 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社の調達分（工事等を含む。）がある場合、利益等を排除して交付申請すること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 2 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業等に着手する場合は、事前着手承認申請書（要領様式4）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（要領様式5）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限る。）についても補助事業の対象とするものとする。
- 4 経済産業省補助対象外経費において、経済産業省補助対象経費と書類が重複するときは、経済産業省補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること。

	提出書類	様式
申請書	補助金交付申請書	要綱様式第1号 別記 収支予算書 要綱様式第2号 誓約書（暴排条例）
	補助対象事業の概要（予定）	要領（様式1）
（添付書類）		
1	＜法人の場合＞ ①登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内のもの、写し） ②財務諸表（直近2か年分）	

	<個人事業者の場合> ①運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し ②確定申告書 B（直近 2 か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から 3 か月以内のもの、写し）	
2	申請する施設に係る設備の仕様書	
3	対象設備の設計図面	
4	周辺地図	
5	経済産業省補助金の交付申請書（写し）	
6	上記 1 ～ 4 以外の経済産業省補助金の交付申請に係る書類一式（写し）	
7	経済産業省補助金の交付決定通知書（写し）	
8	その他知事が必要と認める書類	
	消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）	要領（別紙）
	補助事業対象経費積算書 （該当様式を提出） ・経済産業省補助事業対象経費 ・経済産業省補助対象外経費補助事業対象経費	要領（様式 3－1） 要領（様式 3－2）
	（交付決定前に補助金に係る事業に着手する場合は提出） ・事前着手承認申請書	要領（様式 4）
	その他説明資料（必要な場合）	

第 4 条 実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

- 1 経済産業省補助対象外経費において、経済産業省補助対象経費と書類が重複するときは、経済産業省補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること。

	提出書類	様式
報告書	補助事業実績報告書	要綱様式第 11 号 別記 収支決算書
	補助対象事業の概要	要領（様式 2）
（添付書類）		
1	取得した設備の写真	
2	完成図書	
3	工程表	
4	経済産業省補助金の実績報告書（写し）	
5	上記 1 ～ 3 以外の 経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式（写し）	

6	経済産業省補助金の確定通知書（写し）	
7	市町補助金の交付決定通知書（写し）	
8	対象経費に係る設備設置工事代金等の請求書（写し）	（経済産業省補助対象外経費分のみ）
9	請求書の内訳明細（写し）	（経済産業省補助対象外経費分のみ）
10	請求代金に係る領収書（写し） 又は金融機関発行の振込証（写し）	（経済産業省補助対象外経費分のみ）
11	対象設備の完成を証する書類の写し	（経済産業省補助対象外経費分のみ）
12	その他知事が必要と認める書類	
	補助事業対象経費明細書〔確定〕 （該当様式を提出） ・経済産業省補助対象経費 ・経済産業省補助対象外経費	要領（様式6－1） 要領（様式6－2）
	取得財産管理台帳・取得財産等明細表	要領（様式7）
	その他説明資料（必要な場合）	

附則

- 1 この公募要領は、令和2年6月24日から施行する。
- 2 当該補助金の交付決定に係る必要な手続き及びその他の行為は、この公募要領の施行の日前においても、この公募要領の規定の例によりすることができる。